

令和2年度 第3回知立市人にやさしい街づくり推進協議会 会議録

1. 開催日時

令和2年11月2日（月）

午後1時15分から午後2時15分

2. 開催場所

知立市役所 3階 第2・3会議室

3. 出席者及び欠席者

(1) 出席者（敬称略、順不同）

〈委員〉 蔭山、高阪、福島、竹本、久村、後藤、神谷、柴田、永井、梅村、
新海、堀

(2) 欠席者（敬称略、順不同）

〈委員〉 吉田

(3) 事務局 福祉子ども部長、福祉課（課長、課長補佐、担当係長、主事補）
ジャパン総研

(4) 傍聴人 0名

4. 議事「人にやさしい街づくり推進協議会」

【福祉課長】

間もなく開会となりますが、その前に資料の確認をさせていただきたいと思
います。

委員さんにおかれましては、事前に配布させていただいている本日の会議資料

・「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）【令和3年度～令和8
年度】令和2年10月現在 知立市」、

・資料1 「第2回人にやさしい街づくり推進協議会」後の対応について

・資料2 『第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（9月現在）以降の変
更点

・資料3 第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』について

をお持ちいただくようご案内していますが、よろしいでしょうか。お手持ちの
ない場合は、ご用意しますのでお申し付けください。

また、お席には

「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）【令和3年度～令和8年
度】令和2年11月現在知立市」

「会議次第」、「委員名簿」、「席次表」、

「資料2-1 第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）施策変更に
ついて」、

「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）令和2年10月現在知立市の修正について（語句の変更）」をご用意しています。ご確認ください。

開会に先立ちご報告します。知立市情報公開条例により審議会、協議会は公開が原則であります。

本日のこの協議会も公開となっておりますので、傍聴人の入場は可能であります。

皆さん、改めまして、こんにちは。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、『令和2年度 第3回知立市人にやさしい街づくり推進協議会』を開催します。

なお、本日は、吉田光一郎（よしだ こういちろう）委員の1名の方より、ご都合悪く欠席との連絡が事前にありますので報告します。

従いまして、本日の出席委員は12名であり、知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例第5条第2項による委員の半数以上の出席者があり、規定による定数に達していることを、ご報告申し上げます。

協議会開催にあたり、蔭山会長から、ご挨拶をいただきたいと思っております。

会長お願いします。

【蔭山会長】

（蔭山会長挨拶 省略）

【福祉課長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思っております。

協議会の次第「2. 協議事項」につきましては、蔭山会長に議事の進行をお願いします。

【蔭山会長】

協議事項（1）「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）【令和3年度～令和8年度】11月現在」を議題とします。

事務局より報告・説明をお願いします。

【課長補佐】

資料1

「第2回人にやさしい街づくり推進協議会」後の対応について をご覧ください。

第2回 知立市人にやさしいまちづくり推進協議会

令和2年9月3日（木）会議録について

蔭山会長より、会議録P5の中段以降

「5歳児検診」の削除については、説明があった通り、関係する関係部局がま

だ熟していないのが理由です。

しかし、計画から文言を削除すると、「5歳児検診」を見送ったままになってしまうことが懸念されます。

5歳児検診は、乳児、1歳、1歳半、3歳の検診とは狙いが異なります。障がい者が認められた子については、これまでの取組みで保護者とのやり取りも含めた長年のノウハウがありますが、グレーゾーンの子どもについては、現状では親にとって望ましい就学先に就学する形となっている。保育所等と小学校の壁についても大きな問題であり、現状では5歳児検診が難しいということであっても、このまま削除してしまうと空中分解してしまいます。

5歳児検診を検討することについて、障がい者計画にのせることが必要です。検討会をつくって次回につなげてください。

名称は何でもよいので、この問題について色々な人が集まり、検討する場を設けることを計画に記載して下さい。

との意見をいただきました。

それを受けて、令和2年9月30日に、子ども課長、健康増進課長、学校教育課長、福祉課長の4課長で検討会議を開催しました。

検討会議では以下の議論がありました。

にじいろにここ事業等で発達障がい児へのフォローは十分できている。

個人の能力は高いが、集団の中に入るとうまくできない児童をみつける必要がある。

集団の中でうまくいかない児童の早期発見ができるシステムにするといい。

保護者が子どもの状態をどう理解しているのかが問題である。

学校では、保護者にスクールカウンセラーや臨床心理士等第三者から子どもの状態を説明してもらっている。

保育所等からは、子どもの様子とともに、保護者の様子を伝えているが、学校側では、保護者の状況まではうまく伝わっていないのが現状である。

保育所等では、保護者に対して、専門機関へ受診することをすすめていけないのが現状である。

上記をうけて、第4期知立市障がい者『はっぴいぷらん』（案）（令和2年11月現在）

P65 No. 116

事業名 特別な支援が必要な児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築（★）

主な内容 集団への適応がむづかしい児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築に向けて、福祉課、子ども課、健康増進課、学校教育課の調整会議をすすめます。

担当 福祉課、子ども課、健康増進課、学校教育課
とすることを提案します。

【蔭山会長】

通常学級には、障がい認定されていなくても難しい児童がいる。ボーダーライン、もしくはグレーゾーンの IQ76 から 94 の子どもたちがいる。

通常学級では、学習困難児（ボーダーライン、もしくはグレーゾーン）を対象に検討をすることを提案しました。

障がいの認定を受けていない子どもについて、障がい者計画で考えるのはどうかという声もあるかもしれないが、これは連続したことなので一緒に考えてほしい。

前回わたしが問題提起をした案件ですが、何か意見はありませんか？
とくにご意見がありませんので、事務局案のとおりですおすすめ。

【蔭山会長】

次の議案について説明してください。

【事務局】

事前質問において、

質問 1

「10月現在では新規追加と削除がありますが、前回会議での議論のなかった部分の追加・削除があります。こうした部分の変更と経緯をお聞かせください。」と

質問 2

「9月現在では、乳幼児に対する育児支援体制の充実から、「5歳児検診事業」を削除し、今回「ピアサポートの推進」の新規項目があります。また、「保育施設等巡回指導」が、「保健師巡回指導事業」と事業名が変更と、内容も「中央子育て支援センターを拠点とし・・・」に変更されました。No137「関係団体との連携」と総合して、5歳児健診という事業ではなく育児支援体制を充実していくという理解でよろしいでしょうか？」の質問がありましたのでお答えします。

質問 1

「前回会議での議論のなかった部分の追加・削除」については、今日お配りした「**資料2-1** 第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）施策変更について」をご覧ください。

1. 第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）令和2年9月現在の削除事業について

P49●No. 83 避難路のバリアフリー化

【主な内容】

災害時の避難路について確認し、バリアフリー化を行います。

【担当課】

土木課

【削除理由】

避難所までの避難路について、通学路のように決められた進路を決定することが難しく、現在、避難所までの避難路は作成されていません。

避難路が決められていないため「避難路のバリアフリー化」を削除することとしました。

【参考】「知立市地域防災計画 地震災害対策計画（令和2年2月修正）より抜粋」

P57

第2項 避難路の選定

市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。また、大震災の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。

また、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路はおおむね8M～10Mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がすくないこと。

と規定しています。

現在、知立市においては、避難路の指定はしていません。

〈参考〉

「避難路の条件について、阪神大震災を踏まえて幅員8m～10mで車の交通量が少ないこと。の推奨がありました。が、市町村の防災計画で指定の義務はない。自治体の避難路の指定は東日本大震災以降に津波対策の方で努力義務である。」

P55●No. 91 保育施設等巡回事業

【主な内容】

教育・保育に関する専門性を有する指導的立場の職員を配置するとともに、専門の職員による巡回指導等により教育・保育の質の向上に努めます。

【担当課】

子ども課

【削除理由】

この事業は、県より委託を受けた社会福祉法人の臨床心理士等が年7回（公立

保育所 5 回、私立保育所 1 回、児童クラブ 1 回) 市の指導保育士とともに巡回する事業です。

主に、県事業ですので削除します。

代わりに「保健師巡回指導事業」に変更します。

この事業は、保健師が月 1 回市内公立保育所 10 園を巡回指導します。(年間 120 回)

上記の内、臨床心理士等が年 3 回市内公立保育所 10 園を保健師といっしょに巡回します。

(年 30 回)

臨床心理士等はそのほか年 2 回ずつ、私立保育所 2 園 (年 4 回)、私立幼稚園 4 園 (年 8 回)、を保健師といっしょに巡回します。

年間 42 回、保健師と臨床心理士等がペアで巡回指導を行っています。

P58●No. 97 保育施設等巡回事業 (再掲)

【主な内容】

教育・保育に関する専門性を有する指導的立場の職員を配置するとともに、専門の職員による巡回指導等により教育・保育の質の向上に努めます。

【担当課】

子ども課

【削除理由】

県事業ですので削除します。

P61●No. 117 庁内各課の連携した支援

【主な内容】

庁内の各課の連携を強化し、適切な支援が実施できる体制の拡充に努めます。

【担当課】

福祉課、子ども課、健康増進課、学校教育課

【削除理由】

具体的にどんな問題に対して、庁内の各課の連携を強化し、適切な支援が実施できる体制の拡充をするのかを、具体的に明確にしたのが、

新規施策事業の「特別な支援が必要な児童・生徒の長期支援のためのシステムの構築 (★)」です。

P66●No. 129 市内事業所への職親制度の周知と登録

【主な内容】

市ホームページ等を通じて、市内事業者への職親制度の周知と登録を働きか

けます。

【担当課】

福祉課

【削除理由】

職親制度については、市事業で、障がい者を対象にした制度はありません。

障がい者雇用については、ハローワークの制度が充実しているため、市単独で事業を実施するよりも、ハローワークと連携して、障がい者雇用をすすめることが重要であると思われるため、今回削除しました。

P76●No. 158 精神障がい者医療の助成

【主な内容】

精神障がい者医療費の助成を引き続き行います。

【担当課】

福祉課

【削除理由】

具体的な事業名

「自立支援医療費の支給（精神通院医療）（再掲）」

「精神障害者医療費助成（再掲）」に変更します。

P79●No. 165 広報等の啓発活動

【主な内容】

広報等の啓発活動のさらなる推進を図ります。

【担当課】

福祉課

【削除理由】

施策として、具体性がないため削除します。

2. 第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）令和2年11月現在の新規事業について

P6（2）計画の位置づけ をご覧ください。

「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』和2年9月現在」では、本計画は、「第6次知立市総合計画」を最上位計画とし、関連する「第2次知立市地域福祉計画」「第7期介護保険事業計画 第8次高齢者福祉計画」「第2期知立市・子ども子育て支援事業計画」「第2次健康知立ともだち21計画」であったものを

「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』令和2年11月現在」では、本計画は、「第6次知立市総合計画」を最上位計画とし、保健福祉分野の上位計画となる「第2次知立市地域福祉計画」をはじめ、「知立市第8期介護保険事業計画 第9次高齢者福祉計画」「第2期知立市・子ども子育て支援事業計画」「第2次健康知立ともだち21計画」と変更しました。

P41○No. 51 未熟児養育医療費助成 (★)

P80○No. 151 未熟児養育医療費助成 (★) (再掲)

【主な内容】

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育が必要な1歳未満の乳児に対し、その治療に必要な医療費を助成します。(所得に応じた自己負担額は子ども医療費で助成)

助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関等と連携を図りながら周知に努めます。

【担当課】

国保医療課

【新規理由】

未熟児医療費助成を、新規で掲載しました。

P58○No. 91 保健師巡回指導事業

【主な内容】

中央子育て支援センターを拠点として、保健師が各保育所等を巡回し、乳児の離乳食面接や子どもの健康相談、障がいのある子どもの対応についてのアドバイスなど、乳幼児への適切な指導を行います。

【担当課】

子ども課

【新規理由】

「保育施設等巡回事業」を削除し、この事業に置き換えます。

P65○No. 116 特別な支援が必要な児童・生徒の長期支援のためのシステムの構築 (★)

【主な内容】

集団への適応が難しい児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築に向けて福祉課、子ども課、健康増進課、学校教育課の調整会議をすすめます。

【担当課】

福祉課、子ども課、健康増進課、学校教育課

【新規理由】

「5歳児検診」という事業を含めて、集団への適応が難しい児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築をするための調整会議です。

P71○No. 128 農業分野での障がい者の就労支援 (★)

【主な内容】

障がい者の多様な一般就労の機会を創出するため、農業分野での障がい者の就労支援を行ないます。

【担当課】

福祉課、経済課

【新規理由】

市内就労継続支援事業所で、調整区域の農地を利用した「しいたけ栽培事業」の拡大を図る検討が経済課となされています。

国の第4次障害者計画においても、「農業分野での障がい者就労支援」が明記されていますので、今回掲載します。

P76○No. 133 ピアサポートの推進 (★)

【主な内容】

同じ立場や境遇、経験等を共にする人たちによる支援を図ります。

【担当課】

子ども課

【新規理由】

中央子育て支援センターにおいて、令和2年7月より、知立市立ひまわり園の保護者（8名から10名）に対してピアサポートが経験談を伝え、保護者の今後の子どもの育成に対する不安等の疑問にアドバイスを実施しています。

P85○No. 168 コーディネーター配置 (★)

【主な内容】

相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や各関係機関との連携及び調整を行います。

【担当課】

福祉課

【新規理由】

地域生活拠点施設事業の推進のため、掲載します。

○No. 169 強度行動障害等を有する方への支援（★）

【主な内容】

相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、地域生活支援拠点等の連携や地域の見守り等関連施策を総合的に取組ます。

【担当課】

福祉課、社会福祉協議会

【新規理由】

市内に3名程度いる。家庭で面倒をみるのが難しい。

今回新たに掲載します。

以上です。

質問2

次に、「5歳児健診という事業ではなく育児支援体制を充実していくという理解でよろしいでしょうか。」については、

定期的健診として、3、4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診があります。

No116「特別な支援が必要な児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築」において、4課で「5歳児健診」も含めて検討していくことになる想定しています。

【蔭山会長】

削除したもの、加えたものが多々あるので、削除したもの、加えたものについて説明してもらいましたが、他に何かありませんか。

【竹本委員】

No. 83 避難路のバリアフリー化 については、避難路指定の義務がないため削除するということがあったが、先ほど説明された条件に合った道路についてはバリアフリーと位置づけをするべきではないでしょうか。

【福祉課】

安心安全課に確認したところ、8M～10Mの幅員を有し、自動車の交通量がすくない等の条件に合う道路は知立市にはほとんどなく、この条件で指定するのは難しいため、避難路の指定は行っていないということでした。避難路の指定がされていないため、避難路のバリアフリー化については削除としました。

【竹本委員】

難しいことはわかるが、災害が起こった際には、市民はいずれかの道を選んで避難しなければなりません。

【蔭山会長】

この件は、本末転倒な気がします。万が一のことが起こったら、知立市は避難

する道路がありませんと受け止められるようなことはよろしくない、避難路の指定はできないが、万が一の際に市民はこう避難しましょうという提案をしなければなりません。

【福祉課長】

知立市の場合、実際の避難路は生活道路となります。避難路の指定は難しいですが、避難の際に使われる生活道路については、歩道の整備や高低差の解消に努めています。

【蔭山会長】

指定する、しないという話ではなくて、市民の立場で考えてくださいということです。形式的に削除するのは仕方ないとして、誤解が生じないようにしてください。

実際に避難する際にどうすればいいのかということがこの会議で議論されたということで、次につなげてください。

【高阪委員】

8m～10mの道路を推奨するということがおかしいと感じます。知立市においては、8m～10m道路では、すでにバリアフリー化は進んでいます。

車が通れない道路でも、避難の際に重要な道路はできるだけバリアフリー化する等、避難路の指定はできないとしても、知立市なりの避難路を柔軟に考えればよいと思います。

【蔭山会長】

避難路については、形式的な削除は否定しませんが、「人にやさしい街づくり推進協議会」において、知立市に合った避難路のについて考えてもらいたい。との問題提起があったことを安心安全課に伝えていただきたい。

次の議事にすすみます。

【事務局】

資料3 第4期知立市障がい者『はっぴいぷらん』について
をご覧ください。

障がい者計画の法的根拠

計画の概要説明

第3期計画との違い

新規追加事項

新規施策（19）

関係する課等（18）

○令和3年度から令和8年度までの6か年計画

○人にやさしい街づくり推進協議会実施状況

は、記載どおりです。

次に今後の予定について、説明します。

－今後の予定－

- 庁議 11月18日（調整会議11月13日）
- 議会全員協議会での説明（12月1日）
- パブリックコメントの実施（12月7日～1月6日）
12月1日号広報で掲載
- 3月議会に上程
の予定です。

パブリックコメントの意見については、蔭山会長と事務局で協議した結果、人にやさしい街づくり推進協議会に、はからなければならない案件でなければ、次回の人にやさしい街づくり推進協議会は開催しません。

そのときには、パブリックコメントの質問と回答を送信させていただきます。

その他、事前意見として、P68 施策6-1 一般就労機会の拡大
の中段以降の

令和元年度アンケート調査結果より：「事業所の従業員数」

事業所1～45人が89.0%となっているため、この部分について、次回の調査においては、細分化したアンケートに変更したら、もっと実態が分かるのではとの意見いただきましたので、次回の参考とさせていただきます。

【蔭山会長】

第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』令和2年11月現在
P51

「◆地域の防災訓練等に参加しづらい。」 は方言です。

「◆地域の防災訓練等に参加しくい。」 に変更してください。

他に何かありませんか。なければ事務局に

【事務局】

以上をもちまして、『令和2年度 第2回知立市人にやさしい街づくり推進協議会』を閉会します。